

槇尾川ダム建設促進に関する意見書

治水事業は、活力ある地域社会と安全で快適な生活を実現するための、最も優先すべき根幹的事業である。

槇尾川流域では、昭和27年の集中豪雨、昭和57年の台風10号、平成7年の梅雨前線による豪雨など古くから何度となく大きな水害に見舞われてきたことを受け、和泉市議会として、治水対策の立ち遅れている槇尾川流域について、平成9年10月に積極的な河川改修及び槇尾川ダム建設の推進を図るよう、国と大阪府に強く要望する意見書を提出してきたところである。

大阪府では、槇尾川ダム事業について建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として建設事業評価の再評価が、平成11年度、平成16年度及び平成21年度にて実施されており、建設事業評価委員会からの意見具申は、いずれも「事業継続」とされている。特に平成21年度に実施された本委員会では、「現在継続中の本ダム事業について、事業の進捗や効率性等の視点から点検したところ、事業に関して特段の課題は認められないことから、事業を継続することは妥当と考える。」と意見具申されたところである。

また、槇尾川ダム事業は、大阪府知事が就任早々の平成20年4月に槇尾川ダム建設予定地の視察を行い、ダム建設の必要性を十分理解したうえで、昨年5月にダム本体の工事発注がなされ、平成27年度完成に向け、工事が着々と進んでいる状況であるとともに、槇尾川の河川改修についてもダム建設の完成と併せて積極的に工事が進められている。本市議会としても市民が安心して生活できるための槇尾川流域全体の治水対策を積極的に実施している大阪府には、大変感謝している。

しかしながら、大阪府では、ダム本体工事を進めているにもかかわらず、100年に一度の雨(86.9mm/時間)に対する治水対策は取り止め、50mm/時間の対策を実施するという方針転換により、ダムに替わる河川拡幅案、特殊堤防案や河床掘削案等の代替案が、今年1月29日と2月12日に開催した「槇尾川ダム建設事業に関する地元住民と知事の意見交換会」にて示された。特に、地元住民からは、「ダムにより洪水を防ぐ方が安心であり、逃げる時間も確保できる。」「河川改修では、流木による洪水被害が不安。流木は、ダムにより抑えられる。」「山火事が非常に多く、ダム湖が必要」などの意見が数多く出され、大多数の住民から、一日でも早く安心して暮らせるには、ダム事業の継続が必要であると求められている。

また、大阪府からの代替案では、地元住民の同意が不可欠であり、何れの案も治水効果発現時期がダム完成予定である平成27年度より遅れることとなるのと併せ、同じ和泉市域を流れる松尾川では、100年対策で平成27年度完成を目途に河川改修が進められており、市内にて治水効果に差が生じることは、河川行政としての公平性を欠くものである。

このことから、市民が安全で安心して生活できる治水対策を早期に実現するためには、積極的な河川改修とともに現在進めているダム建設の更なる推進を図られるよう大阪府及び大阪府議会に強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

大阪府和泉市議会